



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 125 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

今回が 2026 年最初のニュースレターとなりますが、旧年中は格別のご厚情、お引き立てを賜り、誠にありがとうございました。本年も皆様のオーストラリア事業に資する情報発信に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

2026 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

最近のディールのご紹介（ライオン株式会社様による PNB の買収）

ライオン株式会社（ライオン）様によるビューティーケア製品の製造・販売会社 PNB Consolidated Pty Ltd（PNB）の全株式の取得（本ディール）が、2026 年 1 月 20 日付で公表されましたが、クレイトン・ユッツ法律事務所は本ディールについてライオン様をサポートさせていただきました。

PNB はオーストラリア製のナチュラルビューティーケアブランド「Sukin」で著名であり、同ブランドは世界 20 カ国以上で販売されています。PNB の資本金は約 1,090 万豪ドル、2025 年度の純売上高は約 7,970 万豪ドルです。

本ディールは、ライオン様の中期経営計画「Vision2030 2nd STAGE」における重要なマイルストーンであり、同社によるオーストラリアのビューティーケア市場への戦略的展開を象徴するものです。ライオン様は、同社の事業ノウハウとアジア主要市場での確立されたプレゼンスを活用し、「Sukin」のグローバルな展開をさらに強化する計画です。

弊所のチームは加納 寛之弁護士（パートナー）が統括し、山浦 茂樹弁護士（スペシャルカウンセラー）、Eric Jeffery 弁護士（シニアアソシエイト）、須川 佑妃弁護士（ロイヤー）が主要なサポートを提供しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

英国裁判所が国際仲裁判断の選択的執行について訴訟差止命令を下した事例（国際仲裁）

エネルギープロジェクトは、厳密な計画と分野横断的な意思決定の集大成です。しかし、計画通りに進まなかった場合などには、こうした意思決定は国際仲裁をはじめとする紛争解決手続の対象となるリスクがあります。契約中の仲裁条項について、特別な検討を要しない定型規定とみなす向きもありますが、そのような見方は再考されるべきです。最近のクロスボーダー紛争の事例は、仲裁地の選定が慎重に検討されるべき重要な事項であることを示しています。仲裁条項は、大規模エネルギープロジェクトでますます一般的となっている国際的な紛争解決において、極めて重要な手段となり得ます。

イングランド・ウェールズ控訴院の最近の事例である *Star Hydro Power Limited v National Transmission and Despatch Company Limited* [2025] EWCA Civ 928 では、英国裁判所が、原告の主張を認め、被告が自国（パキスタン）の裁判所で国際仲裁判断を選択的に執行することを防ぐために訴訟差止命令（anti-suit injunction）を認めました。具体的には、それ以前の国際仲裁（仲裁地：ロンドン、仲裁手続：London Court of International Arbitration（LCIA））において原告に敗れた被告が、当該仲裁判断における「その他のすべての請求および救済の申立てを棄却する」との文言（当該仲裁判断において認容された原告の請求について述べた後に記載された文言）のみを（恣意的に）選択して、パキスタンの裁判所で仲裁判断の一部執行を求めたことに対して、英国裁判所が当該仲裁判断を実質的に無効化する試みであると判断し、その差止めを命じたものです。なお、英国最高裁判所は上訴を許可しており、その審理が待たれています。

この英国裁判所の判断は、英国の Arbitration Act 1996 とオーストラリアの International Arbitration Act 1974（Cth）との類似性を踏まえ、同様の問題に直面した場合にオーストラリアの裁判所が採るであろうアプローチについても有益な指針を提供しています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

企業買収委員会が申立手続における非協力的行為への厳格姿勢を提案（M&A）

企業買収委員会（Takeovers Panel：オーストラリアの企業買収や合併に関する紛争を専門的に扱う審査機関）は、救済の一般的な考え方を示す Guidance Note 4（GN 4）の改訂案を盛り込んだ協議文書（consultation paper）を公表しました。今回の改訂は、当事者やそのアドバイザーによる非協力的な行為に対するより厳格な姿勢を反映するもので、企業買収委員会の手続の効率性と実効性を高めることを目的としています。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

企業買収委員会は、質問に直接答えない、要請された文書の提出を遅らせるなどの非協力的行為により、案件を迅速に解決する能力が妨げられてきたことを懸念しています。こうした行為はコスト増と遅延を招き、案件を迅速かつ効率的に解決するという委員会の主要目的を損なってきました。GN 4 の改訂案は、これらの問題に対処し、企業買収委員会の手続に關与する当事者からより高い協力を引き出すことを狙いとしています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

OAIC による一斉調査に備え、プライバシーポリシーの見直し・更新を（プライバシー法）

OAIC（Office of the Australian Information Commissioner）が明確な警告を発しています。新年早々、「コンプライアンス・スweep（横断的調査）」がプライバシーポリシーを対象に実施されています。対面で個人情報を収集する事業者——不動産業者、薬局、自動車販売店、ライセンスを持つ店舗など——は厳しい検査の下に置かれることになります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリアの企業結合規制改革における通知基準の大幅な見直し（M&A）

本年 1 月 1 日より新しい企業結合規制が施行されましたが、豪州連邦財務省（Treasury）は、昨年後半に行った業界からの意見募集とコンサルテーションの結果、「通常の事業活動の範囲内（in the ordinary course of business）」で行われる買収や、標準的な事業用リース、各種金融取引、倒産関連の売却など、ありふれた取引に対する規制を緩和することにしました。特に注目すべきは、2026 年 1 月 1 日以降に取得される多くのスタンドアロン資産の買収や、通常の事業用物件のリースが、（取得者がスーパーマーケットでない限り）免除された点です。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリアの取締役識別番号制度の下で企業の透明性強化に向けた意見募集開始（会社法）

豪州連邦政府は、オーストラリアの取締役識別番号（Director Identification Number）制度に大きな変更を加えることを提案する法案（Treasury Laws Amendment (Business Registries Stabilisation and Uplift) Bill 2025）とともに、関連する規則案、および説明資料・背景資料を公開しました。改正案は、企業データの信頼性向上、不法なフェニックス行為への対策、規制監督の強化、企業登記に記載されている情報の正確性に対する信頼の向上を目的としています。

このプロセスの一環として、財務大臣は提案された改革について関係者からの意見募集（consultation）を開始しました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パース日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パース日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice
紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信するNNA社が主催した、日系企業による豪州M&Aに携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州M&Aに関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業によるM&A手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOUおよびDDの重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所のEnergy Transition Guideが公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦 茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com